

教育委員会定例会日程

平成 2 4 年 2 月 2 1 日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第 1

議案第 2 号

学校 2 学期制について

(教育指導課)

日程第 2

議案第 3 号

小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について

(文化財課)

日程第 3

報告第 1 号

事務の臨時代理の報告 (3 月補正予算) について

(教育総務課・文化財課)

日程第 4

報告第 2 号

事務の臨時代理の報告 (平成 2 4 年度当初予算) について

(教育部・文化部・子ども青少年部)

日程第 5

報告第 3 号

事務の臨時代理の報告 (小田原市図書館条例の一部を改正する条例) について

(図書館)

5 協議事項

(1) 三の丸小学校プール用水の流出事故への対応について

(資料 1 教育総務課)

6 報告事項

- (1) 史跡小田原城跡三の丸外郭新堀土塁（旧アジアセンター）の暫定整備について
(資料2 文化財課)
- (2) 早川石丁場群の暫定整備について
(資料3 文化財課)
- (3) 小田原文学館南門の復旧について
(資料4 図書館)

7 その他

- (1) 小田原市文化振興ビジョン（案）に対する市民意見の募集について
(資料5 文化政策課)
- (2) 神奈川県西部地域若者サポートステーション事業について
(資料6 青少年課)

8 閉 会

議案第 2 号

学校 2 学期制について

学校 2 学期制について、議決を求める。

平成 2 4 年 2 月 2 1 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

学校 2 学期制について

学校 2 学期制検討委員会の報告書を踏まえ、今後も学校 2 学期制を継続することとし、今まで積み重ねてきた 2 学期制の良さを十分生かし、よりよい 2 学期制を実施していく。

<参考>

1 学校 2 学期制実施のねらい

学校 2 学期制の実施をきっかけに学校教育の見直しと充実に向けた取り組みを行うことを通して、子どもたちの学校生活の充実と確かな学力の向上を目指す。これにより、学校の活性化や教職員の意識改革も図る。

2 学校 2 学期制の具体的な取り組みとその成果について

○学校生活の充実

学校行事の見直し

- ・実施時期や開催方法、行事（遠足、運動会、学習発表会等）のねらいなどを見直す
- ・終業式始業式を減らす
- ・長いスパンでの指導計画（技能教科、体験学習、総合的な学習や生活科等）
- ・長期休業前の教育相談の充実
- ・7 月、12 月の時期の有効活用（行事や研修会等の開催、サマースクールの準備、部活動等）

教育相談の充実（平成 18 年度のアンケートとの比較・・・**グラフ 1、2 参照**）

長期休業前や長期休業中の教育相談や面談については、全体での肯定的な割合が、平成 18 年度では、5 割弱、平成 22 年度では 8 割以上である。

また、夏季休業中の取り組み（サマースクールや教育相談など）については、全体での肯定的な割合が、平成 18 年度では 5 割程度で、平成 22 年度では 7 割以上である。

○学力の向上

授業時間数の確保

3 学期制と 2 学期制の場合の授業時数の比較（市内平均）

	平成 20 年度	平成 22 年度	新指導要領対応に向けて
小学校	1 4 . 7 校時増	3 0 . 5 校時増	3 0 . 6 校時増
中学校	1 7 . 2 校時増	2 5 . 1 校時増	4 1 . 8 校時増

（3 学期制を実施していたころの授業時数を基準として）

授業の充実（平成 18 年度のアンケートとの比較・・・**グラフ 3 参照**）

「授業がわかる、楽しい」と感じるかどうかの設問に対して、平成 18 年度は小学校で 4 割程度、中学校では約 2 割程度が肯定的な回答をしていたが、平成 22 年度では、全体の 7 割以上が肯定的な回答を得ている。

○学校の活性化と教職員の意識改革

2 学期制の定着について（平成 18 年度のアンケートとの比較・・・**グラフ 4 参照**）

平成 18 年度の「2 学期制になって、学校生活が変わったか」という設問に対して、保護者は 2 割程度、教職員は 3 割弱が変化を実感していたが、平成 22 年度の「学校 2 学期制が定着しているか」の設問に対して、全体の 7 割 5 分が実感している。

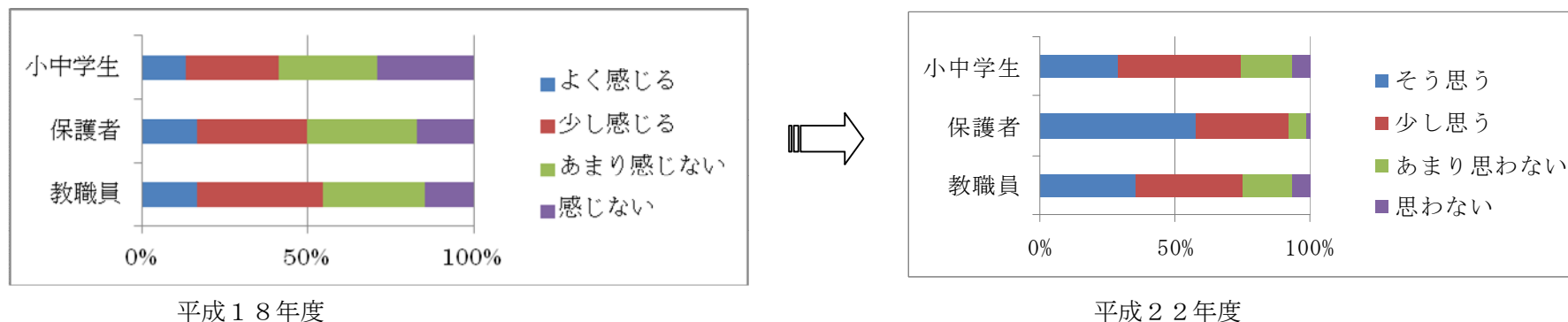
教師の意識の変化の具体として

- ・教育相談の充実・・・事前の細かい準備など
- ・サマースクールの充実・・・内容の吟味
- ・子どもと向き合う姿勢・・・児童生徒理解へ

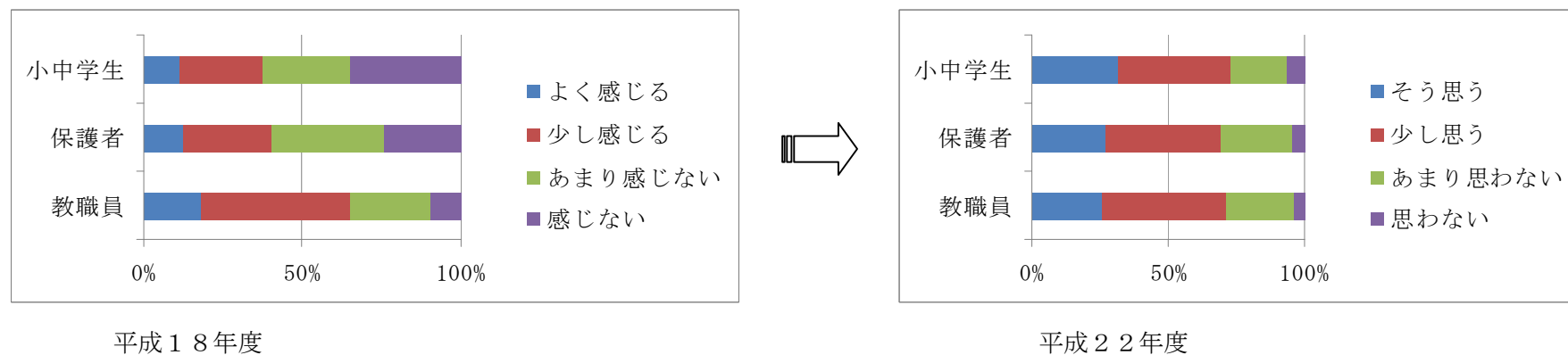
平成18年度及び平成22年度の学校2学期制に関するアンケートの結果から

教育相談の充実

グラフ1 教育相談などで、学習や生活の様子を知らせることは役立っていますか。

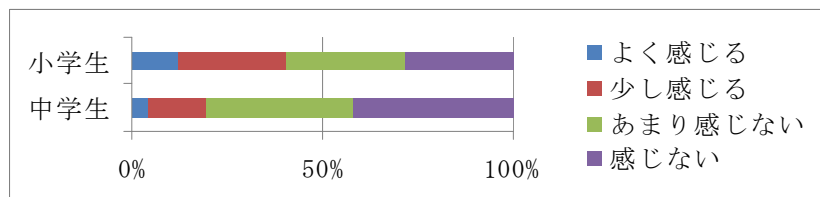


グラフ2 夏季休業中の取り組み（サマースクールや学習相談など）について、役に立っていますか。

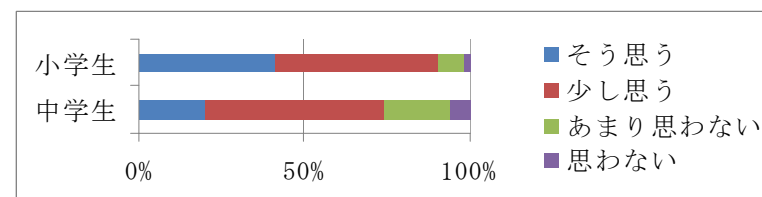


授業の充実

グラフ3 「授業がわかる」「授業が楽しい」と感じますか（思いますか）。



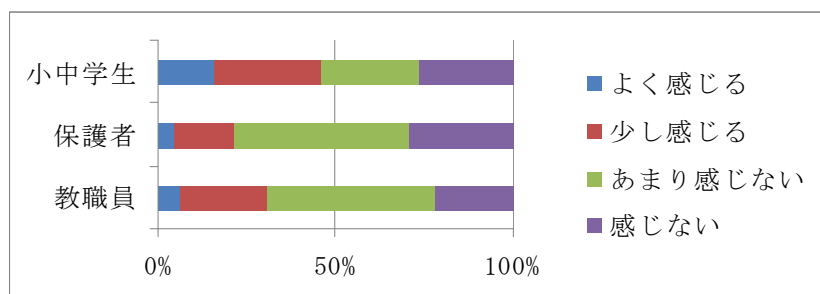
平成18年度



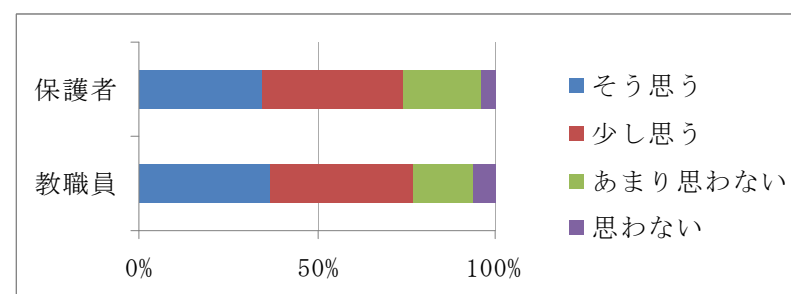
平成22年度

2学期制の定着について

グラフ4 2学期制になって、学校生活が変わったか。



平成18年度



平成22年度

アンケートの回収数

平成18年度

	小学校			中学校		
回答者	児童	保護者	教職員	生徒	保護者	教職員
回答数	1816	1649	563	1021	917	326

平成22年度

	小学校			中学校		
回答者	児童	保護者	教職員	生徒	保護者	教職員
回答数	2244	1917	553	1311	1082	319

議案第 3 号

小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について

小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 13 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について

このことについて、平成24年2月10日に開催された平成23年度第2回小田原市文化財保護委員会において、下記の小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することについて承認を受け、同2月14日付けで答申を受けましたので、議決を求めるものです。

指定物件

番号	名称・員数	種類	所有者
1	旧MRAアジアセンターODA WARAのホルトノキ	天然記念物	小田原市



平成24年2月14日

小田原市教育委員会

教育長 前田 輝男 様

小田原市文化財保護委員会

委員長 松 島 義 章

小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について（答申）

平成24年1月10日付け文財第346号で諮問された標記の件について、平成23年度第2回小田原市文化財保護委員会会議において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

1 小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について

（1）市指定天然記念物「旧MRAアジアセンターODAWARAのホルトノキ」の指定解除について

当該指定物件については、病気（ファイトプラズマによるホルトノキ萎黄病）のため樹勢の衰退が進行し、枯死の状態であると判断できるため、指定を解除するのが妥当である。

市指定史跡名勝天然記念物「旧MRAアジアセンターODAWARAのホルトノキ」について

1 概 要

名 称： 旧MRAアジアセンターODAWARAのホルトノキ
 種 類： 天然記念物
 数 量： 1 樹
 指定年月日： 平成5年11月1日
 所 有： 小田原市
 所 在： 城山4-14-1
 樹 名： ホルトノキ（ほるとのき科）
 備 考： ホルトノキの名の由来は「ポルトガルの木」の意味で、江戸時代の科学者平賀源内（1729～1779）が、この木を「オリーブの木」と誤認して称したのが語源とされている。

2 経 緯

平成 8 年 2 月 この頃から樹勢の衰退、異常症状が目立ち始める
 平成 9 年 6 月 樹木医等による調査（以降、数回にわたる調査を実施）
 平成10年10月 原因がファイトプラズマによるホルトノキ^{いおうびょう}萎黄病と特定
 平成12年 1 月 樹勢回復事業を実施（補助事業）
 平成12年 7 月 枯死した3本を伐採
 平成14年 3 月 枯死した2本を伐採
 平成15年 1 月 樹木医による巡回調査開始（生存大径木2本）
 平成17年12月 枯死した1本を伐採
 平成18年 2 月 平成17年度第3回文化財保護委員会で状況報告
 平成21年 2 月 小田原市により用地取得したこと、樹勢の衰退も進んだことから、名称を「MRAアジアセンターODAWARAのホルトノキ群」から「旧MRAアジアセンターODAWARAのホルトノキ」に改める。
 平成23年 8 月 樹木医から「葉芽（ようが）の生育もない末期的症状で、枯死判定も検討すべき状態」との診断を受ける。
 平成23年 9 月 専門の文化財保護委員に現状の見解と今後の方策について相談。
 「2本の幹のうち、1本はすでに枯死しており、もう1本もいずれ枯死する状況で回復は望めない。倒木や大枝の落下による被害を避けるためには指定解除もやむを得ない。」との意見をいただく。
 平成23年12月 わずかに残っていた不定芽（ふていが）も枯れ、樹皮の裂け目が拡大していることを確認。

3 特記事項（当該樹木がある「史跡小田原城跡三の丸外郭新堀土塁」について）

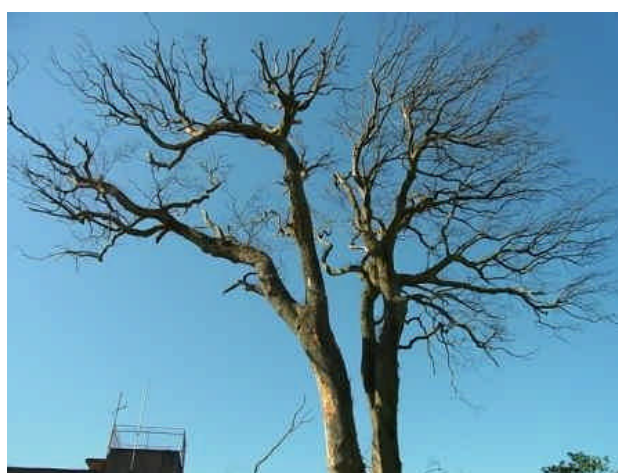
平成19年 7 月 当該地を三の丸外郭新堀土塁として国指定史跡に追加指定
 平成20年 3 月 小田原市が用地取得（公有地化）。
 平成23年12月 市民開放に向けての三の丸外郭新堀土塁暫定整備工事着手

写 真

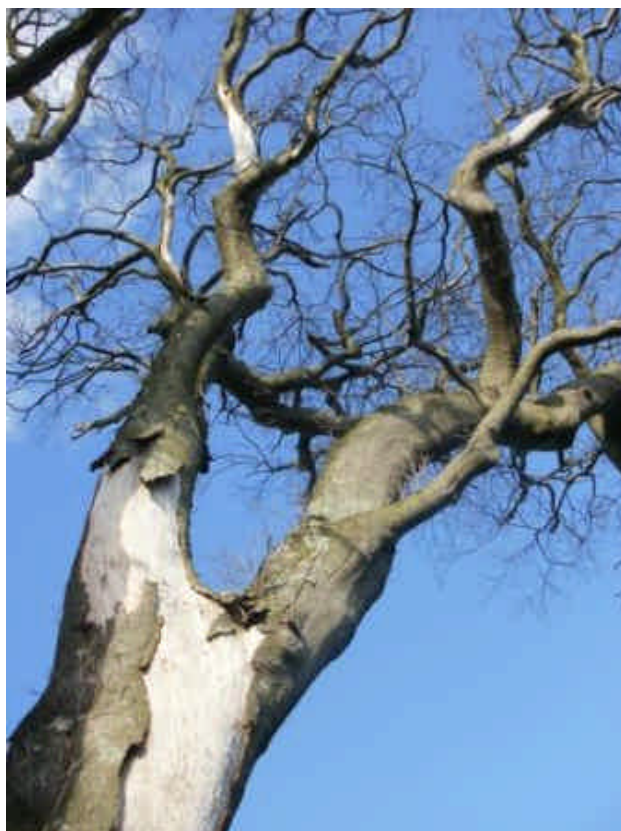
「旧MRAアジアセンターODAWARAのホルトノキ」



全景（台風 15 号以前）



台風 15 号通過後



南側の幹（写真上の左側）



北側の幹（写真上の右側）

報告第 1 号

事務の臨時代理の報告（3 月補正予算）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 1 0 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 2 4 年 2 月 2 1 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

平成 2 3 年度 3 月 補正 予算 要求 概要

(歳 入)

(単位：千円)

科 目	要求額	主 な 内 容
(項) 国庫補助金 (目)教育費補助金	105,039	<u>学校施設環境改善交付金</u> 105,039
(項) 県補助金 (目)教育費補助金	△23,660	<u>史跡等保存整備費補助金 1/6</u> △6,076 <u>史跡等購入費補助金 1/10</u> △17,584
(項) 寄附金 (目)教育費寄附金	500	<u>学校管理費寄附金</u> 500
(項) 市債 (目)教育債	269,400	<u>義務教育施設整備事業債</u> 216,100 <u>幼稚園施設整備事業債</u> 26,400 <u>史跡整備事業債</u> 26,900
合 計	351,279	

(歳 出)

(単位：千円)

科 目	要求額	主 な 内 容	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項) 小学校費 (目)学校管理費 小学校教育環境整備経費	240,325	<u>学校施設維持・管理事業</u> ・工事請負費 239,925 外壁改修 受水槽等改修 教室等改修 <u>学校教材等整備・管理事業</u> ・学校図書購入費 400 (寄附金充当 2 件)	71,817	167,800	400	308
(項) 中学校費 (目)学校管理費 中学校教育環境整備経費	71,100	<u>学校施設維持・管理事業</u> ・工事請負費 71,000 外壁改修 受水槽等改修 <u>学校教材等整備・管理事業</u> ・学校図書購入費 100 (寄附金充当 1 件)	22,482	48,300	100	218
(項) 幼稚園費 (目)幼稚園費 幼稚園教育環境整備経費	37,220	<u>施設維持・管理事業</u> ・外壁改修工事請負費	10,740	26,400		80
合 計	348,645		105,039	242,500	500	606

報告第 2 号

事務の臨時代理の報告（平成 24 年度当初予算）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 24 年 2 月 21 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

平成24年度

当初予算要求概要

(教育費関係)

平成24年度 教育費予算総括表

		費目	当初予算額		増減		24年度予算額(課別・事業費) (千円)					
			24年度 (千円)	23年度 (千円)	額 (千円)	対前年度 比 (%)	教育総務	生涯学 習	青少年	文化財	スポーツ	図書館
教育部	事業費	教育委員会費	7,332	7,349	-17	-0.2%	7,332					
		事務局費	537,103	402,510	134,593	33.4%	537,103					
		学校給食共同調理場費	178,665	207,272	-28,607	-13.8%	178,665					
		小・学校管理費	1,004,483	940,490	63,993	6.8%	1,004,483					
		小・教育振興費	186,862	213,167	-26,305	-12.3%	186,862					
		小・学校建設費	628,535	0	628,535	-	628,535					
		中・学校管理費	410,527	281,370	129,157	45.9%	410,527					
		中・教育振興費	150,626	113,962	36,664	32.2%	150,626					
		幼稚園費	55,863	62,457	-6,594	-10.6%	55,863					
		事業費計A	3,159,996	2,228,577	931,419	41.8%	3,159,996					
		人件費B	847,804	900,820	-53,016	-5.9%	(職 員 課 予 算)					
		小計C(A+B)	4,007,800	3,129,397	878,403	28.1%						

文化部・子ども青少年部	事業費	社会教育総務費	4,841	6,076	-1,235	-20.3%		4,841				
		青少年対策費	163,517	194,011	-30,494	-15.7%			163,517			
		文化財保護費	457,267	356,935	100,332	28.1%				457,267		
		生涯学習センター費	96,712	103,113	-6,401	-6.2%		96,712				
		図書館費	195,920	200,520	-4,600	-2.3%						195,920
		郷土文化館費	34,249	26,280	7,969	30.3%		34,249				
		尊徳記念館費	51,819	64,425	-12,606	-19.6%		51,819				
		諸施設費	8,590	6,820	1,770	26.0%		530	8,060			
		保健体育総務費	71,453	58,828	12,625	21.5%						71,453
		体育施設費	133,529	188,359	-54,830	-29.1%						133,529
		事業費計D	1,217,897	1,205,367	12,530	1.0%		188,151	171,577	457,267	204,982	195,920
		人件費E	559,662	620,569	-60,907	-9.8%	(職 員 課 予 算)					
		小計F(D+E)	1,777,559	1,825,936	-48,377	-2.6%						

事業費計G(A+D)	4,377,893	3,433,944	943,949	27.5%	3,159,996	188,151	171,577	457,267	204,982	195,920
人件費計H(B+E)	1,407,466	1,521,389	-113,923	-7.5%	(職 員 課 予 算)					
総合計 I (G+H)	5,785,359	4,955,333	830,026	16.8%						

(単位:千円)

款	項	目	24年度	23年度	比 較	主 な 事 業 (下線は新規事業)
10	教育費		4,377,893	3,433,944	943,949	
	1	教育総務費	723,100	617,131	105,969	
		1 教育委員会費	7,332	7,349	△ 17	○旧片浦中学校施設活用事業 ・施設改修等工事 ○未来へつながる学校づくり推進事業 ○学校支援地域本部事業 ○特別支援教育推進事業 ○生徒指導員派遣事業 ○不登校対策支援モデル事業 ○共同研究事業 ○学校司書派遣事業 ○高等学校等奨学金事業 ○小・中連携学力向上推進事業 ○給食調理場施設・設備整備事業 ・地下貯蔵タンク流出事故防止対策工事(センター)
		2 事務局費	537,103	402,510	134,593	
		3 学校給食共同調理場費	178,665	207,272	△ 28,607	
	2	小学校費	1,819,880	1,153,657	666,223	
		1 学校管理費	1,004,483	940,490	63,993	○工事請負 ・屋上フェンス設置(3校) ・扇風機設置(6校) ・屋内運動場便所洋式化(14校) ・トイレ改修(酒匂小) ・屋内運動場外壁改修(足柄小) ・片浦小学校給食室整備
		2 教育振興費	186,862	213,167	△ 26,305	○小田原市立小学校児童遠距離通学費補助金 ○少人数学級編制推進事業 ○スタディサポートスタッフ事業 ○小学校外国語指導助手派遣事業 ○おだわらっこドリームシアター事業 ○三の丸小学校屋内運動場取得事業
		3 学校建設費	628,535	0	628,535	
	3	中学校費	561,153	395,332	165,821	
		1 学校管理費	410,527	281,370	129,157	○工事請負 ・屋上フェンス設置(3校) ・扇風機設置(1校) ・トイレ改修(白山中) ・屋上防水等維持管理工事
		2 教育振興費	150,626	113,962	36,664	○新学習指導要領対応教材整備事業 ○教科書指導書整備事業 ○小田原市立中学校生徒遠距離通学費補助金 ○新学習指導要領対応非常勤講師配置事業
	4	幼稚園費	55,863	62,457	△ 6,594	
		1 幼稚園費	55,863	62,457	△ 6,594	○発達障がい児等保育支援事業費

(単位:千円)

款	項	目	24年度	23年度	比 較	主 な 事 業 (補助執行分のみ) (下線は新規事業)
	5	社会教育費	1,012,915	958,180	54,735	
		1社会教育総務費	4,841	6,076	△ 1,235	○指導者養成研修事業 ○指導者派遣事業 ○地域・世代を超えた体験学習事業 ○地域体験学習事業 ○清閑亭保存整備活用事業 (歴史的風致維持向上計画推進事業) ○本丸・二の丸整備事業 ○史跡等用地取得事業 ○史跡石垣山保全対策事業 ○全国史跡整備市町村協議会大会開催事業 ○キャンパスおだわら事業 ○図書購入費 ○貴重資料保存事業 ○斑鳩町交流展開催事業 ○松永記念館整備活用事業 (歴史的風致維持向上計画推進事業) ○尊徳作文コンテスト関係費
		2青少年対策費	163,517	194,011	△ 30,494	
		3文化財保護費	457,267	356,935	100,332	
		4生涯学習センター費	96,712	103,113	△ 6,401	
		5図書館費	195,920	200,520	△ 4,600	
		6郷土文化館費	34,249	26,280	7,969	
		7尊徳記念館費	51,819	64,425	△ 12,606	
		8諸施設費	8,590	6,820	1,770	
	6	保健体育費	204,982	247,187	△ 42,205	
		1保健体育総務費	71,453	58,828	12,625	
		2体育施設費	133,529	188,359	△ 54,830	

報告第 3 号

事務の臨時代理の報告（小田原市図書館条例の一部を改正する条例）
について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 1 0 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 2 4 年 2 月 2 1 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市図書館条例の一部を改正する条例

小田原市図書館条例（昭和３４年小田原市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第６条 <u>図書館協議会の委員は、１０人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。</u> <u>(１) 学校教育の関係者</u> <u>(２) 社会教育の関係者</u> <u>(３) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>(４) 学識経験のある者</u> <u>(５) 市民</u> ２・３ （略）	第６条 <u>図書館協議会は、委員１０人以内をもって組織する。</u> ２・３ （略）

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第１０５号）第１８条の規定による改正前の図書館法（昭和２５年法律第１１８号）第１５条に規定する任命の基準により任命された図書館協議会の委員（以下この項において「改正前の委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、改正後の第６条第１項に規定する任命の基準により図書館協議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第２項の規定にかかわらず、同日における改正前の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（理由）

図書館法が一部改正され、図書館協議会の委員の任命の基準について条例で定めることとされるに伴い、本市の図書館協議会の委員の任命の基準についてこれに応じて必要な事項を定めるため提案するものであります。

小田原市図書館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

図書館法が一部改正され、図書館協議会の委員の任命の基準について条例で定めることとされることに伴い、本市の図書館協議会の委員の任命の基準についてこれに応じて必要な事項を定めるため改正する。

[内 容]

図書館協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命することとする。（第6条関係）

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 市民

[適 用]

平成24年 4 月 1 日

三の丸小学校プール用水の流出事故への対応について

1 事故の概要

平成 23 年 12 月、三の丸小学校の屋内プール（地階）において、給水状態のまま、排水を行っていた期間（10 日間）があり、約 6,000 m³（約 300 万円相当）の水を流してしまったことが判明した。

（原因）

- ・給水管が開いていることを確認せずに排水を行った。
- ・排水後の十分な確認と排水管を閉める作業を怠った。
- ・日直が毎日巡回しているが、窓越しに確認するのみであり、プールの水が出ていることに気付くのが遅れた。

2 損害賠償に対する基本的な考え方

- （1）操作マニュアルに記載されている排水時に給水栓が閉じていることの確認や、排水作業後の止水栓の閉栓等、基本的な作業をマニュアルに定められた手順に従って行っていれば防ぐことができた事故であることから、その過失は重いと判断せざるを得ず、その結果発生した水道料金及び下水道使用料を全額市費で賄うことは適切ではないと判断した。
- （2）プールの管理及び機械操作は体育主任の職務の一つであり、操作経験が浅いなど、その責任を斟酌できるような事由もない。
- （3）市教委にも施設管理上の責任があることから、学校に対して全額の賠償を求めることは適切ではないと判断し、公平性の原則、信義則、社会通念に照らして、2 分の 1 の賠償を求めることとする。
- （4）「小田原市小学校及び中学校の管理運営に関する規則」により、校長は「学校の施設及び設備の管理を総括し、その整備保全に努めなければならない」とされている。また、教頭は校長を補佐する立場にあり、体育主任の直属の上司であることから、賠償を求める対象者は、体育主任のほか、校長、教頭の 3 人とする。

3 賠償額について

流出事故に係る 12～1 月分の水道利用量 7,320 m³と、過去 5 年間の同期平均利用量 1,194 m³との差 6,126 m³を損害水量とし、当該水量から現行単価により算出した 3,025,494 円（万円以下切り捨て、3,000,000 円とする。）を賠償の対象額とし、その 2 分の 1 の 1,500,000 円を賠償額とする。

4 再発防止への対応

- ・1 月 17 日 小・中学校の校長会で事故の概要説明と注意喚起
- ・1 月 24 日 各小・中学校長宛て教育長名で「水道水の使用等施設管理の徹底について（通知）」を送付
- ・各小・中学校におけるプール使用時の状況を把握
- ・来年度のプール使用に当たっては、清掃作業や点検、給水、排水等の管理について「プール管理記録」を作成することとし、それらの作業を行う際には開始時及び終了時の水道メーターを記録することを義務付け

史跡小田原城跡三の丸外郭新堀土塁

(旧MRAアジアセンター)の暫定整備について

史跡小田原城跡三の丸外郭新堀土塁（旧MRAアジアセンター）用地につきましては、平成20年2月に史跡用地として国庫補助を得て公有地化を行い、現在は文化財課が管理しております。

現状では、旧アジアセンター建物があつた場所は大きく削られたままになっており、これまでは安全面の問題等から、史跡整備を行うまでの間は開放しないとしておりました。

史跡整備を行うにはまだ時間がかかりますが、この場所が、相模湾や石垣山一夜城が一望できるなど眺望が素晴らしいこと、史跡巡りや別邸巡りといったルート上にあり回遊性を高めるために重要であること、芝生などがあり憩いの空間であることなどから、安全を確保するための最低限の暫定整備工事を行い、史跡公園として市民の皆さんに開放することとしました。

開放により、南東側（小田原女子短期大学側）と北西側（城南中学校側）とが通り抜けができるようになります。

○暫定整備工事内容

- ・安全確保及び誘導用ロープ柵の設置
- ・法面の保護
- ・車止めの設置 など

○三の丸外郭新堀土塁の開放日時

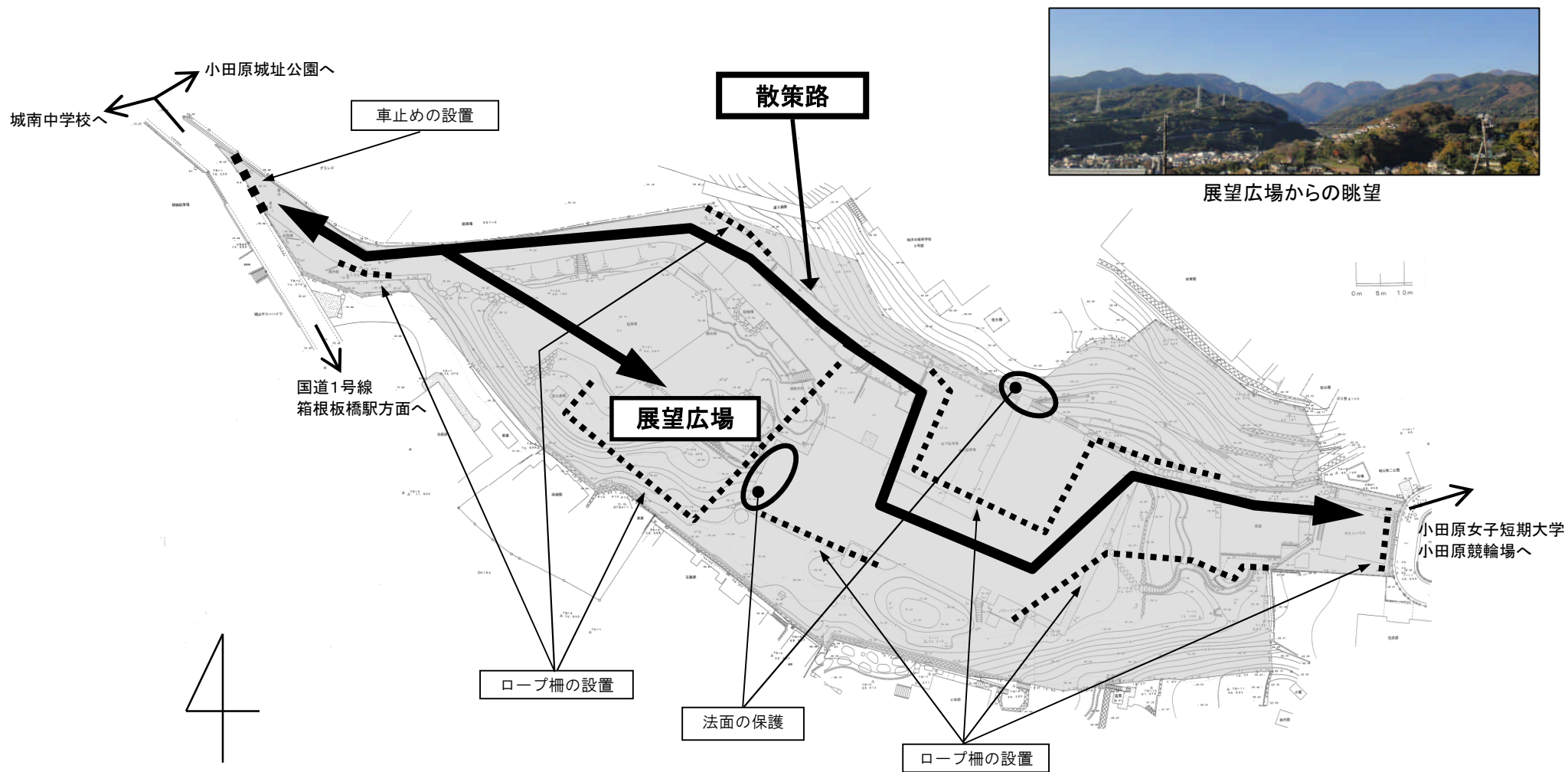
- ・平成24年3月24日（土） 午前10時から

※開放に併せ、当該地や清閑亭土塁、小峯御鐘ノ台大堀切を回る散策ツアーを行います。



史跡小田原城跡位置図

三の丸外郭新堀土塁暫定整備工事概要



早川石丁場群整備事業

1. 概要

早川石丁場群は、広域農道小田原湯河原線（現市道2390）工事に伴って平成17年度に発掘調査が実施された。このうち、石垣を切り出す作業工程が観察できる保存状態の良い箇所について、橋を架けることによって現状保存できるような設計変更が行われた。その際、保存された遺構の活用については、県と市の協議により、市が公開できるような工事を実施することになったため、3月下旬の完成を目指して工事を行っている。

なお、文化庁の調査官からは、早川石丁場群が国指定史跡に値する遺跡であるとの評価を頂いている。

2. 整備内容

- ・歩道部分から保存された遺構までコンクリートのスロープが付けられているが、角度が急なので危険なため、階段を設置する。
- ・安全に遺跡を見学できるように、転落防止柵や通路を設ける。
- ・約6㎡程度の観覧台を設置する。
- ・遺跡の説明板を設置する。

3. 遺跡見学会

工事完成に合わせて、石垣山一夜城を含めた遺跡見学会を3月25日（日）に開催する。

4. 今後の予定

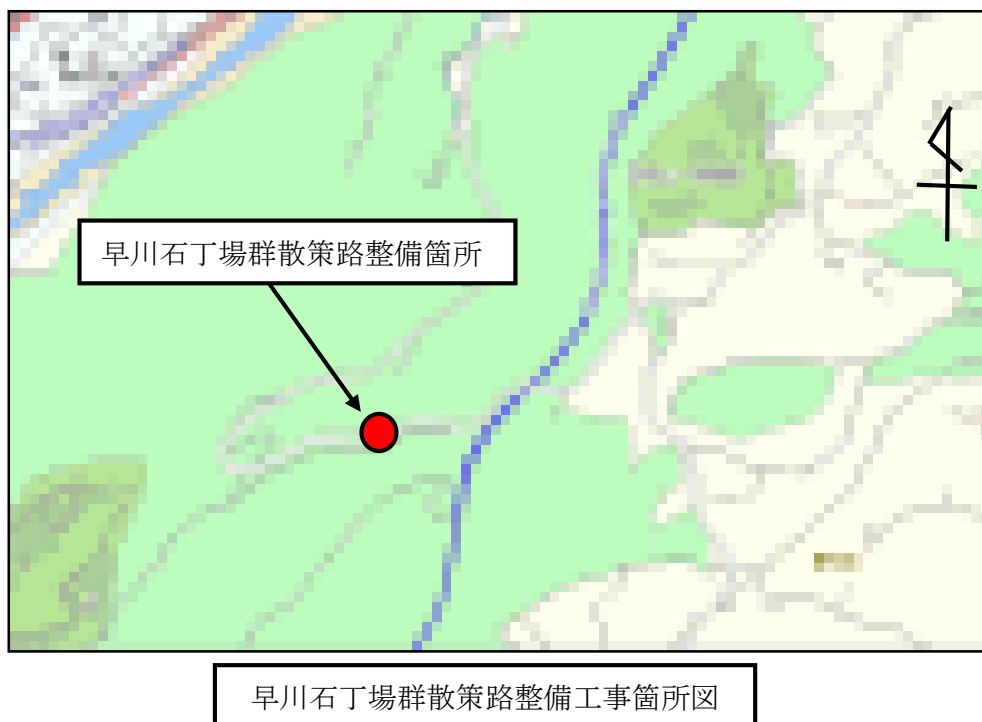
平成24年度 国指定史跡に向けて土地所有者と調整

平成25年度 分布調査報告書刊行・詳細測量

平成26～27年度 史跡指定

平成27～28年度 保存管理計画

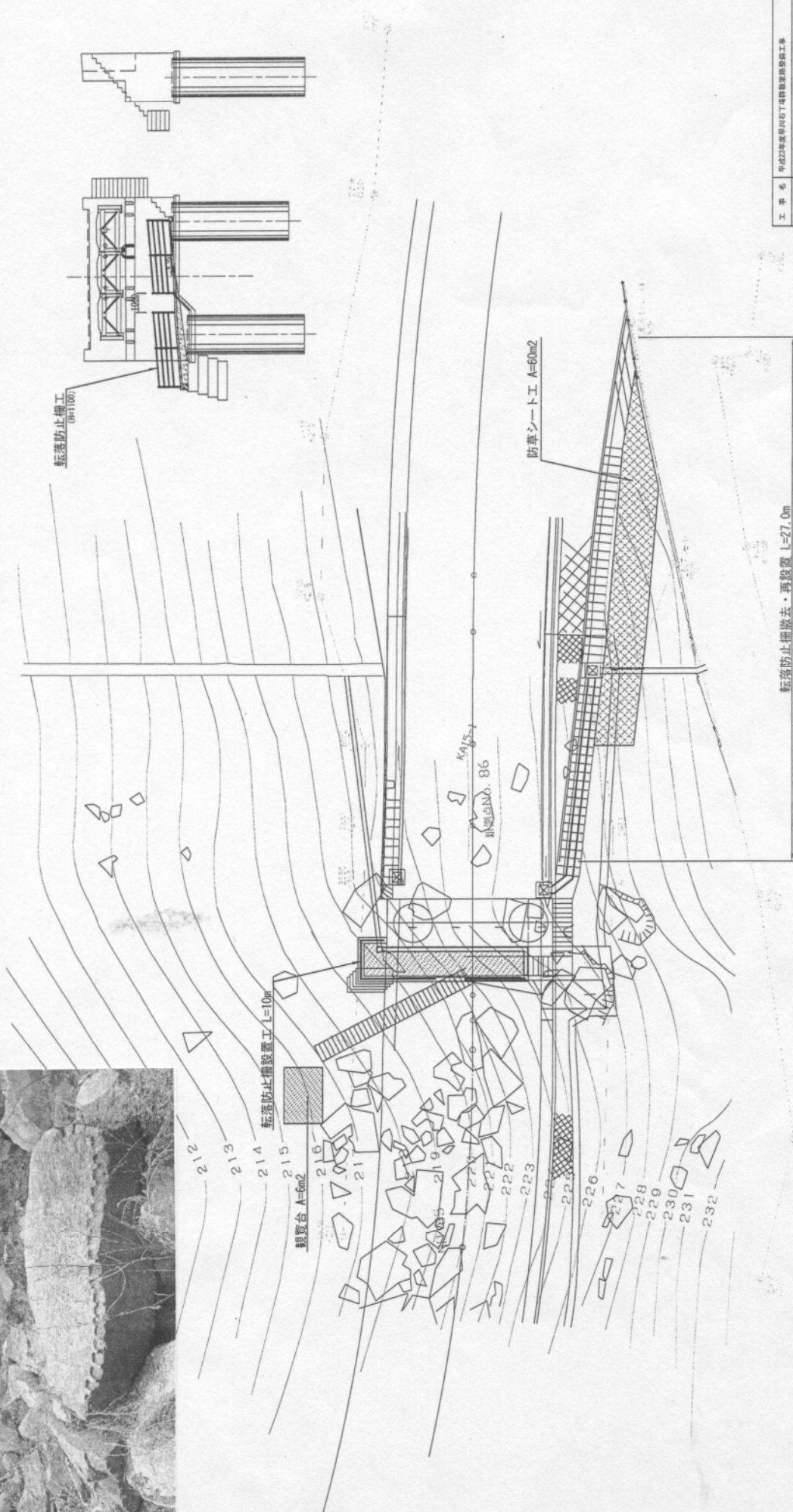
平成29年度以降 整備基本計画・整備基本設計・整備実施設計



平成23年度早川石丁場群散策路整備工事

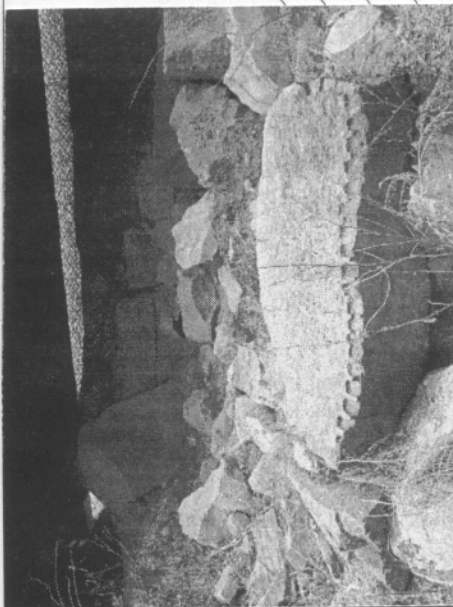
全体平面図

断面図



転落防止柵撤去・再設置 L=27.0m

工事名	平成23年度早川石丁場群散策路整備工事				
得意種別	市町村、商工部				
概 尺	1:100	図面番号	全 2 頁中 第 1 頁		
施工場所	小田原市 早川 他町	設計月日	平成 23 年 11 月		
設計	氏 名	設計	氏 名	監 査	氏 名
小田原市役所 建設部		みどり公園課			



小田原文学館南門の復旧について

1 倒壊の時期等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災時に倒壊

2 南門位置



【南門正面より（倒壊前）】



【南門内側より（倒壊前）】



3 倒壊時の状況

【南門正面より（倒壊直後）】



【南門内側より（倒壊直後）】



※道路側にはほぼそのままの形で倒れ、屋根瓦が路上に散乱し、通行できない状況

4 復旧状況

現時点では門の立ち上げが完了し、屋根の葺き替えを行う段階にきております。

天候の関係で復旧スケジュールが遅延していますが、瓦屋根を鋼板葺きで復旧することで荷重負担の軽減を図り、和風庭園入口の趣を保ちながらも安全性に配慮した門として復旧予定です。

小田原市文化振興ビジョン（案）に対する市民意見の募集について

1 市民意見募集の概要

(1) 意見募集の趣旨

「希望と活力あふれる小田原」の実現のため、文化力の向上を目指し、文化を振興していくための指針となる小田原市文化振興ビジョンを策定するに当たり、その案について市民意見の募集（パブリックコメント）を実施します。

(2) 募集期間

平成24年2月15日（水）から平成24年3月15日（木）まで

(3) 周知の方法

おだわらいふ（2月15日号）及び市のホームページに掲載し、また、各支所、連絡所、市民会館、生涯学習センターけやきに案、意見記入用紙を置いて周知を図ります。

(4) 提出方法

所定の意見記入用紙等により、文化政策課に直接、郵送、ファクシミリ、電子メール及び市ホームページの専用投稿フォームで受け付けます。

2 小田原市文化振興ビジョンの検討経過

8月10日 第1回小田原市文化振興ビジョン策定検討委員会

・小田原の課題、文化振興の意義について①

9月23日 第2回小田原市文化振興ビジョン策定検討委員会

・小田原の課題、文化振興の意義について②

・ビジョンの方向性について

・具体的な取り組みについて

10月26日 第3回小田原市文化振興ビジョン策定検討委員会

・文化振興ビジョン骨子案について

11月25日 第4回小田原市文化振興ビジョン策定検討委員会

・文化振興ビジョン（素案）について①

12月21日 第5回小田原市文化振興ビジョン策定検討委員会

・文化振興ビジョン（素案）について②

目指す都市のすがた：希望と幸福感を持って暮らすことができるまち

人～互いを認め合う「絆」社会 ／ まち～小田原という「都市ブランド」

《特徴》

小田原の宝

豊かな自然環境

優れた交通利便性

魅力的な歴史・文化
資産

伝統的な地場産業や
なりわい文化

市民の豊かな文化
活動

小田原の
宝を活か
した文化
の創出

《方向性》

小田原らしい文化

暮らしとともに
ある文化

伝 統 と 革 新 が
息づく文化

多 様 さ を 生 か し
あう文化

実現に向
けた課題

《視点と課題》

視点：人

コミュニティの強化

担い手や後継者の育成

郷土愛を育む環境の醸成

視点：まち

芸術文化創造拠点の整備

地域経済の活性化

情報発信能力等の向上

視点：文化政策全般

行政の文化に対する取り組みの強化

課題を解
決するた
めの取り
組み

《施策の方針と取り組み》

芸術文化を身近なものにする
・多彩な文化事業を行う
・文化が育つ場所を創る

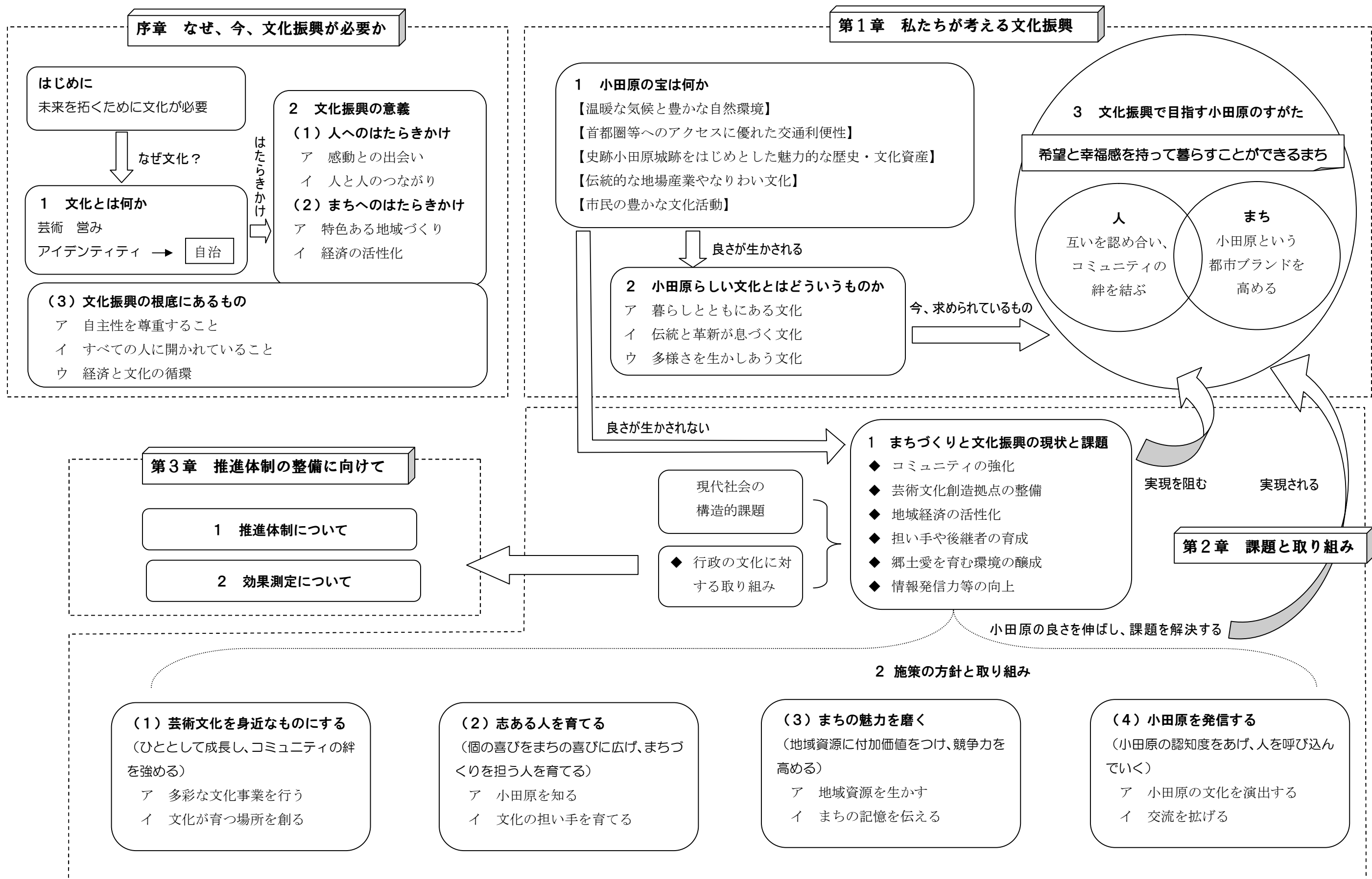
志ある人を育てる
・小田原を知る
・文化の担い手を育てる

まちの魅力を磨く
・地域資源を生かす
・まちの記憶を伝える

小田原を発信する
・小田原の文化を演出する
・交流を拡げる

推進体制と効果測定の検討

小田原市文化振興ビジョン概念図



小田原市文化振興ビジョン（案）に対する意見募集のお知らせ

小田原市では、「希望と活力あふれる小田原」の実現のため、文化力の向上を目指し、文化振興の指針となるビジョンの策定を進めています。

平成23年8月から、市民や学識経験者などをメンバーとする「策定検討委員会」を設置し、検討を進めてきましたが、この度、案ができましたので、案に対する皆さまのご意見を募集いたします。

今後、市では、皆さまのご意見を参考にしながら文化振興ビジョンを確定します。

1 意見募集期間

平成24年2月15日（水）から平成24年3月15日（木）まで

2 意見の提出方法

「意見記入用紙」にご記入いただくか、電子メールにてお寄せください。

※電話、口頭でのご意見はお受けできません。

① 郵 送

〒250-8555（所在地は記載不要）小田原市文化部文化政策課あて

② F A X

0465（33）1526（文化政策課）

③ 電子メール

bunka-vision@city.odawara.kanagawa.jp（専用アドレス）

- ・ タイトルは【小田原市文化振興ビジョン(案)に対する意見】としてください。
- ・ 意見記入用紙と同じように、住所（字まで／市外の場合は市町村名）、氏名、性別、年齢、文化活動をされている場合はその分野、所属団体を、差し支えのない範囲でご記載ください。

④ 小田原市ホームページ上のご意見投稿フォーム

市ホームページ上部メニューの「市政への参加・市民意見の募集」をクリック

⇒「市民意見募集（パブリックコメント等）」

⇒「小田原市文化振興ビジョン（案）に対する意見募集」のページ内

⑤ 直接提出

文化政策課（市役所5階・緑通路）※土・日曜日を除く

3 小田原市文化振興ビジョン（案）の配架・意見記入用紙の配布場所

文化政策課、支所・連絡所、タウンセンター（マロニエ・いずみ・こゆるぎ）等にあり
ます。また、市ホームページ（上記2④）からもダウンロードできます。

4 問い合わせ先

小田原市文化部文化政策課 電話0465（33）1709

小田原市文化振興ビジョン(案)に対する意見記入用紙

意見募集期間：平成24年2月15日(水)～平成24年3月15日(木)

◇ ご意見の内容（別紙を添付しても結構です。）

- ◆ 電話、口頭での意見提出はできません。
- ◆ ご意見に対して個別には回答しませんが、いただいたご意見は公表する予定です。
- ◆ 提出方法 [郵 送] 〒250-8555 小田原市文化部文化政策課あて
 [F A X] 0465-33-1526（文化政策課）
 [メー ル] bunka-vision@city.odawara.kanagawa.jp
 [W E B] 市ホームページ上の投稿フォーム
 [直接提出] 文化政策課（市役所5階・緑通路）

【差し支えない範囲でご記入ください。】

◇住所 ☐ 市内（大字 ） ☐ 市外（市町村名 ）

◇氏名 _____ ◇性別（ 男 女 ）

◇年齢 ◇活動分野・所属団体等



小田原市
文化振興ビジョン（案）

平成 2 4 年 3 月

小田原市



目 次

序章 なぜ、今、文化振興が必要か・・・・・・・・・ 1

はじめに・・・・・・・・・ 1

1 文化とは何か・・・・・・・・・ 1

2 文化振興の意義とは何か～創造する力が人とまちを輝かす・・・ 1

(1) 人へのはたらきかけ・・・・・・・・・ 2

ア 感動との出会い

イ 人と人のつながり

(2) まちへのはたらきかけ・・・・・・・・・ 3

ア 特色ある地域づくり

イ 経済の活性化

(3) 文化振興の根底にあるもの・・・・・・・・・ 3

ア 自主性を尊重すること

イ すべての人に開かれていること

ウ 経済と文化の循環

第1章 私たちが考える文化振興・・・・・・・・・ 6

1 小田原の宝は何か・・・・・・・・・ 6

2 小田原らしい文化とはどういうものか・・・・・・・・・ 7

(1) 暮らしとともにある文化・・・・・・・・・ 7

(2) 伝統と革新が息づく文化・・・・・・・・・ 7

(3) 多様さを生かしあう文化・・・・・・・・・ 8

3 文化振興ビジョンで目指す小田原のすがた・・・・・・・・・ 8

(1) 人～互いを認め合い、コミュニティの絆を結ぶ・・・・・・ 8

(2) まち～小田原という都市ブランドを高める・・・・・・・・・ 9

第2章 課題と取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

- 1 まちづくりと文化振興の現状と課題・・・・・・・・・・ 10
- 2 施策の方針と取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (1) 芸術文化を身近なものにする・・・・・・・・・・ 12
 - ア 多彩な文化事業を行う
 - イ 文化が育つ場所を創る
 - (2) 志ある人を育てる・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - ア 小田原を知る
 - イ 文化の担い手を育てる
 - (3) まちの魅力を磨く・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - ア 地域資源を生かす
 - イ まちの記憶を伝える
 - (4) 小田原を発信する・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - ア 小田原の文化を演出する
 - イ 交流を拡げる

第3章 推進体制の整備に向けて～策定検討委員会からの提言・・・・・・・・ 18

- 1 推進体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 効果測定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

付 属 資 料 (予定)

用語説明 (※印のあるもの)

序章 なぜ、今、文化振興が必要か

はじめに

昔から、人は幸せになることを求めてきました。幸せの概念は、ひとそれぞれですが、「今の世の中が幸せか？」と問われて、自信を持ってうなずける人が、どれだけいるのでしょうか。科学技術が進歩して生活が便利になり、また、医療等の進歩により寿命が延びたのに、今、将来への夢や希望が見出せなくなったという声が多く聞かれます。現在、国内外ともに大きな転換期にありますが、その解決策は簡単には見出せません。経済の低迷、広がる格差、そして、東日本大震災等、先行き不透明な社会の中で、様々な不安が影を落としています。

こうした状況を打破するためには、人もまちも自立して前へ進もうとする気持ちが必要です。

文化は、生きるための前向きな力を生み、育てていきます。文化には、可能性の扉を開く鍵があります。この章では、文化にはどういう力があるのか、文化振興によって何が変わるのかを考えます。

1. 文化とは何か

文化という言葉は、極めて広範な概念を含んでいます。文化と聞いて真っ先に思い浮かぶのは、音楽や演劇、美術等で表現される芸術文化^{*}でしょう。同時に文化には、衣食住をはじめとした生活文化^{*}等、芸術文化だけでは捉えきれない面があり、人間が作りだした営み、私たちの暮らしそのものが文化と言えます。

芸術から生活に広がる文化は、民族や地域等のコミュニティ^{*}によって共有され、そのアイデンティティ^{*}となり、絆を強めます。そのまちの文化の価値が高まれば、そこで暮らし、活動することが楽しくなります。かけがえのないふるさととして愛し、誇りに思う気持ちが生まれ、このまちをよりよくしていこうという気持ちが芽生え、まちづくりに対する意識が高まっていきます。

2. 文化振興の意義とは何か～創造する力が人とまちを輝かす

文化振興とは、豊かな文化を創造し実感できる環境を整え、充ち足りた思いで暮らせるように生活の質を高めることでもあり、また、文化を通して、社会や経済をよりよいものに高めようとすることです。文化は、「人とまち」にはたらきか

け、未来への希望をもたらしてくれます。

では、文化は、どのように人とまちにはたらきかけていくのでしょうか。また、文化振興の上で、どのような考え方を根底に置くべきでしょうか。

（１）人へのはたらきかけ

ア 感動との出会い

文化の中でも、とりわけ芸術文化は人に感動を与えてくれます。優れた芸術に接すると、心が高揚し、活力が湧いてきます。感動は、自分の心や自分を取り巻く世界と、直接向き合うきっかけとなり、精神の自律を促します。また、多様な表現に接し、隣人との価値観の違いを知ることもあります。自分を尊重する気持ちが、他者を尊重する気持ちにつながり、心の柔軟性が育まれます。芸術のもたらす自由な想像力は創造力の源となり、行動を起こす力になります。

また、生活の中でも様々な文化が培われてきました。年中行事や節目の祝い事等は日常生活の彩りとなり、心の張りを生み出します。例えば一輪の花が呼び起こす束の間のやすらぎは、生活に潤いを与え、心地良い状態をつくりだし、心の豊かさを生みだします。

イ 人と人のつながり

文化は、人と人の間に共感や絆を生み出します。すぐれた舞台や美術作品等に触れて感動すると、それを誰かに伝えたい、分かち合いたいという気持ちが芽生え、コミュニケーションが活発になります。

合奏や演劇のような集団で文化を創造する活動では、コミュニケーション能力が不可欠です。子どもからお年寄りまで、また障がいのある人も、文化を創造する場で活躍し、周りの人から認められ称賛される機会は多く、人との関わりの中で、自己実現を叶えることができます。

さらに、一緒に文化を創造したり、作品を鑑賞したりして共有された文化は、共通の思い出として記憶に残ります。この記憶は絆の意識を強め、コミュニティを作り出します。創造する力を持った人は、その力で周りの人を引き込んで、コミュニティの核になったり、活力をもたらしたりします。

(2) まちへのはたらきかけ

ア 特色ある地域づくり

街並みや歴史的景観の整備や、音楽や美術、文学等の振興、郷土の偉人の顕彰等、文化を起爆剤にしたまちづくりで知られるようになったまちがあります。その多くは、もともと地域が有していた資源を土台にまちづくりを行い、効果的に情報発信することで、魅力あるまちとして知られるようになったものです。

文化による高い付加価値を持つまちは、対外的にも憧憬の対象となり、まち自体が一つのブランド、すなわち都市ブランドとして認知され、多くの関心が寄せられ、人々が集まるようになるとともに、そこに住む人の誇りとなります。

イ 経済の活性化

文化活動は、地域の経済を活性化させます。コンサート等を開催するには、企画から練習、発表に至るまで、経費がかかります。鑑賞する側からみても、当日のチケット代はもちろん、外出等から誘引される消費も無視できません。市内だけでなく広範囲から多くの人が集まることで、さらなる効果が期待されます。

さらに、ものづくりやサービス産業の競争力を高めるためには、デザインやアイデア、ブランドイメージ等の付加価値、他者と比較しての優位性が必要です。これらは、文化によって育まれる創造力から生み出されます。経済の活性化は、新たに創造性と発信力の高い人材を呼び込むことにつながる等、地域の文化のさらなる発展を促します。

(3) 文化振興の根底にあるもの

このように、文化は生きていく上での基礎であるだけでなく、人々の絆を強めると同時に経済を活性化する等、まちを再構築する大きな力を持っています。そのような文化の創造力が引き出されるためにも、まず、文化そのものが伸びやかに広がるための視点が必要です。

ア 自主性を尊重すること

文化は、すぐに役に立つもの、結果が見えるものばかりではありません。文化、中でも芸術は、それ自体が新鮮な驚きを与えたり、楽しかったりするから

こそ人を惹きつけます。そこから自由な発想が生まれ、創造力の源となります。文化振興にあたっては、文化を創造し享受する人の自主性が尊重されなければなりません。

イ すべての人に開かれていること

文化を楽しむとともに、文化活動を通して自己表現をし、自己実現の機会を得ることは、すべての人にとって大切なことです。高齢者や障がい者、外国人等に対しても、文化に触れ、主体的に文化活動に参加できる機会があることが大切です。

また、文化を振興していくためには、市民も行政も協働しながら、すべての人がそれぞれの立場で担っていく必要があります。

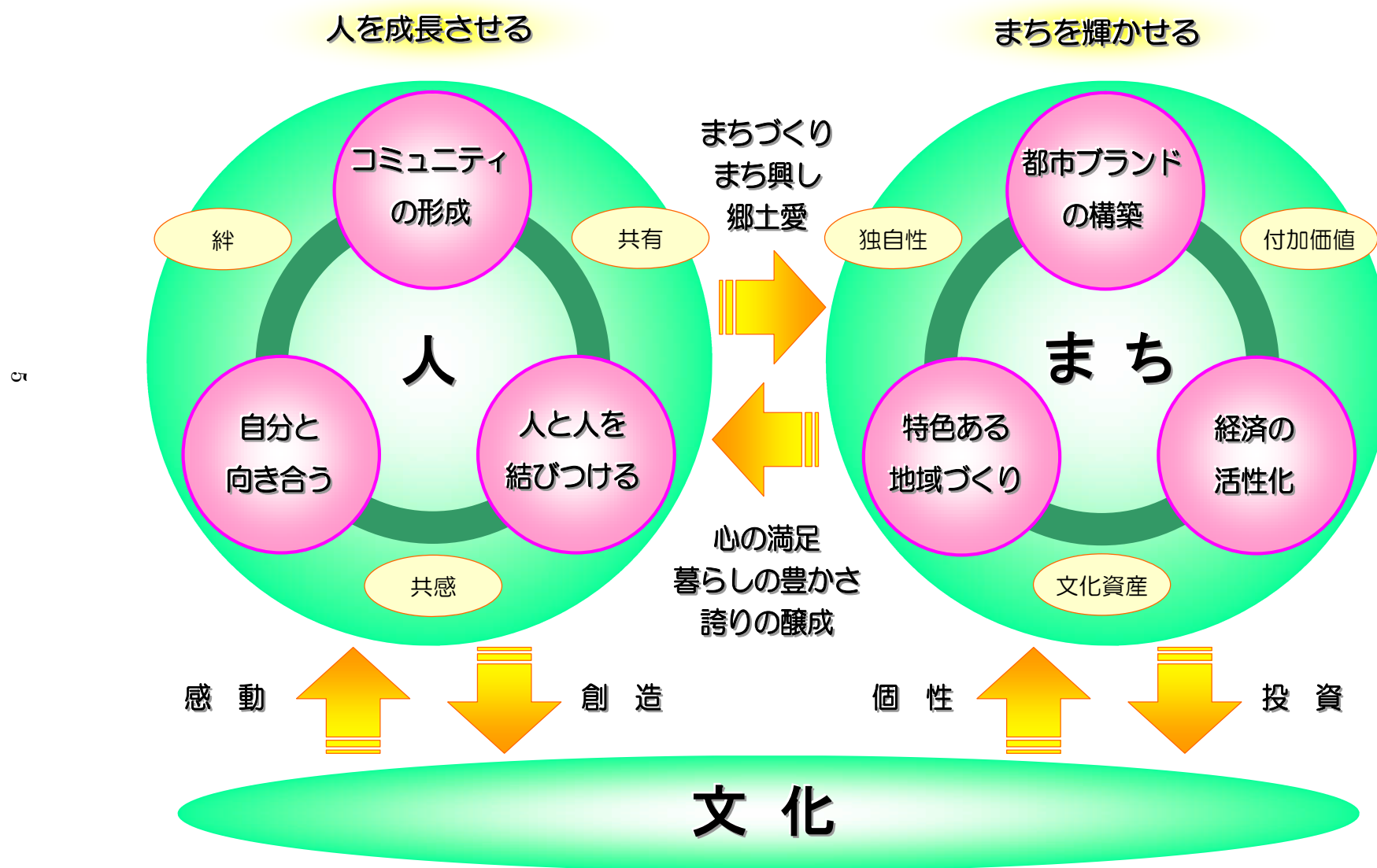
ウ 経済と文化の循環

文化は社会の絆を強め、経済活動を盛んにします。このことが広く共有されるようになると、文化はより多くの支援者を得て未来に継承されます。

また、文化は社会との接点の中で、創り手やその作品そのものが影響を受け、より現代性を帯びて新しい価値を生み出します。

まちの文化を深化させ、より地域に密接に結びついた文化を育み、持続可能な都市経営を実現していくためにも、このように社会・経済と文化が相互により影響を与えあい、相互に磨かれるという循環関係を生み出すことが必要です。

文化と「人」と「まち」との関係



第1章 私たちが考える文化振興

この文化振興ビジョンの主体は、「私たち」です。「私たち」とは、小田原市民だけではなく、小田原の文化振興に関わるすべての人を含みます。

私たちの文化振興のあり方を考える上で、小田原の文化資産を他のどのまちでもない「ふるさとの文化」としてしっかりと作り上げていくことを大切にします。

1. 小田原の宝は何か

小田原の文化の土台は、小田原がもともと有している地域資源です。小田原の良さはどこにあるのでしょうか。

【温暖な気候と豊かな自然環境】

小田原は、箱根連山や丹沢山地等に囲まれ、また、相模湾を望む足柄平野に位置しており、年平均気温 16 度前後と比較的温暖な気候を有しています。また、市街地や郊外等身近な生活空間に森、里、川、海等の自然環境があり、私たちの暮らしを支えています。

【首都圏等へのアクセスに優れた交通利便性】

市内には、東西方向に国道 1 号（旧東海道）や小田原厚木道路等、南北方向に国道 255 号等の道路が整備されています。

また、鉄道は JR 東海道新幹線、JR 東海道線、小田急小田原線等 6 路線が乗り入れ、市内に 18 の鉄道駅を有しています。特に、5 路線が集結する小田原駅は県西地域の中心的な交通・交流拠点となっており、首都圏等からのアクセスが非常に優れていて、国際的な観光地である箱根や伊豆に向かう際の交通結節点でもあります。

【史跡小田原城跡をはじめとする魅力的な歴史・文化資産】

小田原は、中世には関東最大の城下町、近世には東海道屈指の宿場町として栄え、近代には保養地としても発展し、多数の文学者や政財界人が居を構えました。また、歴史的な出来事の舞台となった場所や二宮尊徳をはじめとするゆかりの人物、文学や茶の湯等の文化的な蓄積のほか、市内には国指定史跡をは

じめとする有形・無形の文化財も数多く存在します。

【伝統的な地場産業やなりわい文化※】

木製品、水産練製品、梅干、和菓子、漬物、塩辛等、地域特性を生かした地場産業が生活として根づき、「なりわい文化」をかたちづくっています。

【市民の豊かな文化活動】

小田原では、戦後、いち早く美術や音楽、演劇、文芸等の市民による文化芸術活動が復興され、今に続く活動基盤を築きました。また、豊かな自然環境や魅力的な歴史・文化資産を生かした活動団体や、代々受け継がれている伝統芸能を普及促進している団体も多く、こうした幅広い文化活動が土台となって、さらに新たな広がりをみせています。

2. 小田原らしい文化とはどういうものか

こうした小田原の宝から生まれた文化には、どのような特性があるのでしょうか。この特性を伸ばしてこそ、より魅力的で小田原らしい文化が育つと考えます。

（1）暮らしとともにある文化

小田原には、歴史や風土に育まれた生活文化が色濃く残っています。季節ごとの行事等、衣・食・住という暮らしの中にある文化の価値を引き出し高めることで、小田原らしさが際立ちます。

実際に、古くから城下町、宿場町として栄えた小田原では、多くの人々が文芸や芝居、茶の湯等に親しみ、豊かな文化の中で暮らしてきました。このように音楽や演劇、美術等の芸術文化に親しむことを生活の一部として楽しむ人が増えることで、小田原のまちの品格が培われていきます。

（2）伝統と革新が息づく文化

伝統というと、守り、継承していくことに主眼が置かれがちですが、それらはもともと、進取の気風や創造性があるからこそ生まれたものです。歴史都市である小田原の文化は、人が行き交う中で、情報や流行を取り入れながら発展してきました。長い年月、人々から支持され残ったものが伝統となって、産業の

中にも、芸能の中にも、生活の中にも息づいています。

小田原の歴史、風土で育まれてきた古いものを土台に、新しいものを創造する繰り返しが、小田原独自の魅力的な文化を育てます。このまちの歴史性を、時の流れの中で古びさせるのではなく、革新を積み重ねていくことで、さらに小田原らしさが増していきます。

(3) 多様性を生かしあう文化

小田原は、地勢も森、里、川、海の豊かさがあり、歴史でも、中世、北条氏の治世、江戸時代、近現代と異なる顔を見せ、産業においても、農林水産業、工業、商業のそれぞれの分野で発展してきました。こうした小田原の豊かな地域資産は、ともすると一点に焦点を当てることを難しくし、まちのイメージを曖昧にすることもあります。こうした多様性、重層性が小田原の文化の特色であり、多くの宝があると誇りを持っていいことです。

また、多様な価値観が共存できるまちは、創造性あふれる人たちの活躍の場を広げ、困難を乗り越えるための発想を育む土壌となります。

多様さ自体を個性として、例えば寄木細工が美しい模様を織り成していくように生かしあうことで、小田原の文化の奥行きが深まります。

3. 文化振興ビジョンで目指す小田原のすがた

豊かな文化を背景として、「希望と幸福感を持って暮らすことができるまち」をつくるのが、文化振興ビジョンの大きな目的です。

希望と幸福感を持って暮らすことができるまちとは、今、豊かな心で暮らせるまちであると同時に、将来への夢を抱けるまちでもあります。希望や幸福は、一人ひとりがこれを追い求め、何が大切か、何を目指すべきか模索していく中で見出されるものです。

ここでは、今、何が求められているのかを考え、そこに住む人とまちの両面から、小田原らしい文化を振興することで目指す将来像を描いていきます。

(1) 人～互いを認め合い、コミュニティの絆を結ぶ

人が自分らしく生き、自分の存在が社会に認められていると感じるためには、様々なライフスタイルや価値観が尊重される社会が不可欠です。そして、この

ような社会が続いていくという確信があって、確かな希望が生まれます。

また、東日本大震災を契機に、人と人との絆の重要性が再認識されています。そして、こうした絆から切り離されることのない社会的包摂^{*}という概念も重要視されてきています。強い絆は、より広い世界へ羽ばたく勇気も与えます。

かつての地縁社会に比べ、現代社会では、地域における様々な結びつきが希薄になってきています。しかし、楽しくて、人を惹きつける力がある文化を核として、より親しいつながりを持てれば、ともに暮らしていく仲間として、大きな安心や安全を感じることができます。

さらに、文化を通じて共感を重ねることで、多様な世代、多様な背景を持つ人々が集まる新しいコミュニティが築かれていきます。このコミュニティは、人脈を広げ、対外的な交流を促していきます。

人は、それぞれ多様な価値観を持つものです。本当に強い絆は、異なる価値観を排除せず、互いを認め合う寛容さや柔軟性を通じて培われます。

文化が育む共感力は、多様な価値観を受け止める力を育て、コミュニティの絆を強くします。

(2) まち～小田原という都市ブランドを高める

都市ブランドは、その都市の個性や独自性から想起されるイメージであり、それが信頼感や好感を覚えるものとなることで、認知度が高まり、競争力が増していきます。外からの高い評価、高い需要は、経済活動を盛んにし、そのまちに住む人の誇りと満足感を高め、さらには土台にあるまちの文化を守り、育てる意識を生み、自治の基盤が一層強化されることにつながります。

また、人のありようや暮らしぶりも、まち全体の印象に影響します。豊かな文化を背景に、心が満たされ、まちを愛する人が増えれば、都市のブランド力は一層高まります。

北条氏が治めていた戦国時代、大内氏の山口と並んで、その都市としての繁栄ぶりを謳われた小田原には、潜在的なブランド力があります。地域特有の資源を、文化によって育まれた創造性で磨き、外へ向かって発信していくことで、小田原のブランド力が高まります。個性ある都市ブランドは、そのブランドをまとう産業の様々な生産物の価値を高め、経済面での多大な貢献も果たします。

文化が育む創造性は、地域の経済活動に不可欠な付加価値を高め、都市としてのブランドを確立します。

第2章 課題と取り組み

1. まちづくりと文化振興の現状と課題

第1章で描いた「希望と幸福感を持って暮らすことができるまち」を実現するためには、様々な課題を解決していかなければなりません。ここでは、小田原が抱える様々な課題の中から、その解決に、文化振興が効果あると考えられるものについて記述します。

◆コミュニティの強化

少子高齢化や核家族化、ライフスタイルや価値観の多様化等、近年の社会の変化に伴い、地域や世代間等のつながりが弱くなっています。特に、子どもたちは、かつてコミュニティの中で身につけていた社会性や問題解決能力の低下が指摘されています。一方で、防災や防犯等、地域コミュニティのもつ互助もますます必要とされています。さらに、交流を促し、人脈を広げる上で、文化活動サークルやインターネットのサイト等、年代や地域を超えて参加できるコミュニティにも注目が集まっています。このように様々なコミュニティを再生、強化、創造していくことが課題になっています。

◆芸術文化創造拠点の整備

市民会館は、市民の芸術文化活動の拠点となるべく約50年前に建設されましたが、近年は十分な芸術文化事業が行われているとは言えず、また、楽屋等舞台裏の諸室の不足、舞台への搬入等の制約、舞台機構や音響設備の老朽化等から、現在、求められる芸術表現に十分に対応できない状況です。このため、民間事業者による公演の減少等、市民が芸術文化に触れる機会が減少しています。

小田原で芸術文化を鑑賞し、創造し、参加し、発信し、その活動を通じて地域と市民に活力をもたらすためには、新たな芸術文化創造拠点の整備が急務です。

また、市内にあるその他の文化施設も、多様化していく市民活動のニーズに対応されることが難しくなっており、計画的な施設の改修や身近な活動場所の整備等が求められています。

◆ 地域経済の活性化

日本を取り巻く経済状況は、世界的な金融不安や、東日本大震災の影響等により先行き不透明であり、小田原の地域経済も、中心市街地の空洞化等に見られるように、依然回復に向かっていません。

また、小田原市の財政状況も、経済状況の悪化や高齢化の進行等による社会保障費の増加をはじめ、厳しい状況が続いています。

安定した市民生活と税収を確保する意味でも、地域経済の活性化が課題になっています。

◆ 担い手や後継者の育成

伝統文化や郷土芸能、地場産業や等様々な分野における担い手や後継者が減少してきており、地域固有の文化や伝統等が失われつつあります。また、芸術の分野においても、プロフェッショナルな人材が十分な収入を得ることができない状態では、このまちで活動しようとする意欲を抱くことはできません。

さらに、文化活動を行っている人たちやこれから行おうとしている人たちに対する情報提供をはじめとする支援が不足しており、市民の活動の質を高めるための助言や、制作者・鑑賞者・専門家を繋ぐコーディネートが求められています。

◆ 郷土愛を育む環境の醸成

小田原には、豊かな自然と歴史、これらと調和した街並みや景観等、地域固有の資源が多く存在します。また、これらとの共生の中で育んできた技や知恵等が、まちのいたるところに息づいています。

これら地域資源には、忘れられつつあるものや、まちづくりや観光等十分活用されないものが多くあります。

また、インターネットやバーチャルリアリティ※の普及や、地域での実体験の減少等により、郷土の良さをかけがえのないものとして肌で感じ、いつくしむ機会が不足しています。

◆ 情報発信力等の向上

現在、小田原の文化に関する情報は、様々な手段を通じて、広く提供されています。しかし、情報を受信する人たちの生活環境も様々であり、必要な情報を得る機会が均等ではなく、また、様々な情報が氾濫する中で、情報を使いこなす力

にも差が生じています。

また、発信者側も、必要かつ十分な情報を伝えることができるよう発信力を高め、誰にでも分かりやすい形で、適切な情報を提供していくことが求められています。

◆ 行政の文化に対する取り組みの強化

小田原市では、財政状況の悪化に伴い、芸術鑑賞事業の予算が大幅に削減されたり、文化施設が本来の役割を果たしていなかったり、文化政策を進める上で、本来必要な投資が十分ではなかったといえます。

文化政策については、他の政策分野と連携し、総合的に進めていく必要があります。

2. 施策の方針と取り組み

課題を解決していくためには、本来の良さを伸ばし、生かし、強化していくと同時に、重点的に問題点を改善する等、総合的に考えていく必要があります。

これらの取り組みは、どこから始めても、それぞれに波及するものですが、戦略的に展開することで相乗効果が生まれます。

(1) 芸術文化を身近なものにする

芸術文化をはじめとして、様々な文化が身近に感じられる環境を整え、人としての成熟やコミュニティの絆を促すとともに、まちの魅力を高めます。

ア 多彩な文化事業を行う

質の高い芸術鑑賞事業や、伝統文化を伝える事業、若者が主体的に参加できる事業等、様々な事業がいつも小田原の中で行われ、多くの人々がそれに参加しているようにします。文化事業は、一つひとつは小さなものでも、多彩なものが行われるようにします。事業を行うのは、行政ではありません。市民一人ひとりが主役です。また、子どもが楽しみながら参加できる場や、お年寄りや障がいのある人も主役になれる場をつくります。身近な地域で気軽に参加できる文化事業とともに、視野を国内外に広げ、最先端の技術や思想を取り込めるような文化事業を実践していきます。

実践していく事業例

- ・ 市民による文化芸術フェスティバル
- ・ アーティスト イン レジデンス※
- ・ 最先端で活躍する人たちを招いたフォーラム 等

イ 文化が育つ場所を創る

多彩な文化事業を行う環境を整えます。特に、現在、進められている市民ホールの整備は、そこから文化が創造され、広がっていく中核として、ハード、ソフトの両面から推進します。また、既存の文化施設も、市全域での機能分担等を考え、リニューアルしていきます。特に、図書館や博物館に相当する施設等は、文化が蓄積され、利活用されていくために欠かせない存在です。知の拠点として常に情報や施設、設備を更新し、高い水準を保ちます。

さらに、地域ははじめそれぞれの場で自由に柔軟に運営されるカフェ的な存在は、文化活動の拠点となります。そのような小規模な文化拠点づくりを支援し、文化によるコミュニティの形成を推し進めます。

実践していく事業例

- ・ 市民ホールの整備
- ・ 地域の文化拠点づくりの支援
- ・ 既存文化施設の再整備 等

(2) 志ある人を育てる

個の喜びをまちの喜びに広げていくため、まちを愛し、公共の幸せを願い、責任と自覚をもってまちづくりを担う、志ある市民を育てます。また、高いレベルを持ち、プロフェッショナルとして活動できる人材を応援していきます。

ア 小田原を知る

小田原の文化を学び、これからの生き方を考え、行動につなげることができるよう事業を実践します。自分のまちの魅力を知ることは郷土愛を育むための第一歩です。地域資源をよく知ることで新たな付加価値を生み出すヒントが生まれます。

さらに、これらの事業では、まちなかや自然の中へ出て体験することを重視

します。特に子どもたちは、伝統産業や農林水産業等のものづくりを学ぶことで、創造性や共感性が高まるとともに、将来の職業選択の幅も広がることから、そのような体験の機会をつくります。

実践していく事業例

- ・ 小田原城跡をはじめ歴史を現場で学ぶ講座
 - ・ 二宮尊徳の教えを実践する事業
 - ・ 子どもたちの伝統産業体験
- 等

イ 文化の担い手を育てる

小田原の文化を盛んにするため、次世代の担い手を育てます。特に、子どもたちには教育現場も含め、長期的な視点で取り組みます。

文化の担い手とは、まず文化の成果を享受する人、すなわち鑑賞者や消費者です。鑑賞者たちがあって初めて文化は社会と繋がります。このように鑑賞することが文化を創り、発展させていくことを踏まえ、鑑賞者を育てる事業を実践します。

同時に、市民自らが文化の創造の担い手になることも大切であり、その活動を高めるための支援も行います。特に、プロフェッショナルな人材には、文化を牽引していく力があり、経済的な波及効果も期待できます。プロがこのまちを拠点として活動できるように、活躍の機会をつくります。

さらに、その活動をサポートし、観客との間を橋渡しする文化事業の企画や運営に携わる市民も重要です。コーディネーターの役割を担う人を育て、市民が様々な意味で主体になった文化事業が盛んになるよう支援します。

また、これらの担い手の育成に専門的な知識を有する人材を登用します。

実践していく事業例

- ・アートマネジメント※講座
 - ・学校への文化芸術のアウトリーチ※
 - ・若手アーティストの活用
- 等

（３） まちの魅力を磨く

社会情勢の変化の中、厳しさを増す都市間競争で、小田原の優位性を高める

ため、地域資源から付加価値を引き出します。

ア 地域資源を生かす

小田原固有の文化財をはじめとした地域資源を活用する事業を展開します。地域資源は歴史的事物や文学、ゆかりの人物、食や工芸等広範にわたります。

また、自然や歴史的な景観も、文化の重要な要素です。特に城下町の趣や、松永記念館※、小田原文学館※、清閑亭※をはじめとする近現代の別邸等に見られるクラシックモダン※の趣は、小田原の大きな魅力です。実際に、これらを生かした「邸園交流※」が、市民と行政の協働で展開されおり、地域資源の活用を通じて、さらに掘り起こし、磨き上げる事業を推進します。

小田原市では、住む人や訪れる人にも、美しく、快適で魅力的なまちをつくるため小田原市景観条例※を制定しているほか、小田原市歴史的風致維持向上計画※を策定しています。今後も「小田原の顔」でもある小田原駅周辺や小田原城址公園を中心に、さらなる整備を進めます。同時に、森、里、川、海の連環を市民総ぐるみで再生します。

実践していく事業例

- ・ 小田原の恵みを生かした食文化の推進
- ・ 国指定史跡小田原城跡、歴史的風致形成建造物等の整備
- ・ 間伐材を使ったアート 等

イ まちの記憶を伝える

まちの記憶を伝える映像や資料等を収集、編さん、活用します。まちの記憶は、新総合計画※策定に係る市民アンケートで多くの人が小田原の良いイメージとしてあげた「小田原城を中心とした歴史都市」の土台です。映像や資料の範囲は、小田原城に代表される近世以前の歴史だけでなく、近現代の歴史も含めて、街並みや自然環境、文献、祭礼や行事、まちの人びとの暮らしぶりまで幅広く視野に入れます。

実践していく事業例

- ・ 文化財の保護及び郷土資料の収集と管理、活用
- ・ オーラルヒストリー※の編さん

(4) 小田原を発信する

市民に向けても、市外に向けても、戦略的な情報発信をして、小田原という都市ブランドの認知度を高め、人を呼び込みます。そのためにも、市民一人ひとりが広報パーソンの意識を持つと同時に、行政等役割のはっきりした機関が主体となって、広報活動を行い、都市セールスの効果を高めます。

ア 小田原の文化を演出する

文化を創るところから伝えるところまで、トータルで演出し、文化を効果的に情報発信します。経済活動と文化活動がともに付加価値を高め、洗練していくことで潜在的な需要が引き出されます。例えば、独自の技術を伝える地場産業に現代に合ったデザインを加えることで、伝統産業は創造産業となっていきます。また、文化活動においても、鑑賞者の満足を満たす質の高い作品を提供することで評価が高まります。

そうした本体の良さを伝え、引き出すためには、経済活動や文化活動の見せ方を演出するとともに、見せるメディア（媒体）そのもののデザイン性を高めます。

さらに、インターネットに代表される新しい情報技術を積極的に取り入れ、情報感度の高い人を取り込みます。既に市民の間で、ツイッター※やフェイスブック※等のインターネットによるソーシャルメディア※も広がっており、これらのメディアも積極的に活用して、多くの人と情報を共有化します。

実践していく事業例

- ・ 伝統産業の新たなデザイン開発
- ・ 情報発信のためのワークショップ※
- ・ 雑誌等との連携による情報発信 等

イ 交流を拡げる

文化を核として交流を活発にし、人々の成熟や絆を促すとともに、経済活動を盛んにします。

市民ホールをはじめ、まちなかの様々な場所で、文化イベントを核として人

と人が出会い、語らう機会を創出します。

また、小田原の文化資産に精通した水先案内人による文化観光※を実践し、ホスピタリティ※を求める現代のニーズに合った観光に力を入れます。

実践していく事業例

- ・ なりわい文化等の文化資産を体験するまちあるきツアー
- ・ まちなか美術館
- ・ アーティストトーク 等

これらの事業に取り組む際には、中期的な目標を立て、優先的に取り組むものと、じっくり時間をかけて練り上げていくものをそれぞれ抜き出し、小田原が新しいステージに進むというメッセージを出します。

さらに、こうした文化振興の戦略を立て、実現を図る実効性を持つ推進組織を視野に入れます。

第3章 推進体制の整備に向けて～策定検討委員会からの提言

1. 推進体制について

この文化振興ビジョンは、市民、文化団体、行政が協働して推進していくことが基本です。

文化振興は私たち一人ひとりの問題です。生活のある瞬間、ふと出会う文化に意識を集中させる、自分の活動の文化的な要素を妥協せずにつくりあげる、オリジナリティにこだわる、伝統に学ぶ、このような日常の絶え間ない活動こそが、ビジョンの実現に大きな役割を果たします。文化振興は、私たち自身が今日から日々取り組まなければならない課題なのです。

ビジョンの推進には、文化振興施策を把握し、実施される文化事業全体のバランスや文化団体間の連携支援等を継続して検討する組織を立ち上げる必要があります。メンバーには、情熱と行動力のある市民や専門家、さらに、ビジョンの策定に関わった人も必要と考えます。また、社会経済情勢や市民の活動によって、状況や課題も変化することから、市民や関係者が継続して意見交換、交流する機会（小田原評定※にならい、「小田原文化評定」）を設けるのも一つの方法です。

行政に関しては、縦割りではなく横の連携体制を構築するため、ビジョン推進組織を設置し、文化政策の体制整備、機能強化、情報集積等の仕組みや、市民協働を推進する仕組みの検討も必要です。また、芸術、工芸、文化資産等、ビジョンの推進に係る適切な技術・知識を有する職員が人事異動等に左右されず、継続的に関わることも大切です。

2. 効果測定について

文化活動は、プロ、アマを問わず、活動の質の高さを求める気持ちは同じです。常に鑑賞者を意識することをはじめ、文化と社会・経済の相乗効果を把握し、促進するためにも、絶えず評価を行うことが重要です。

ビジョンは、個々の事業の結果で効果を判断するのではなく、ビジョンの実現度を評価すべきです。そのためには、参加者や関係者へのアンケート等内部評価が大切です。さらに、全く関わりのない市民等の外部評価も重要で、多角的かつ長期的な効果を測定する組織の設置が望まれます。

目指す都市のすがた：希望と幸福感を持って暮らすことができるまち

人～互いを認め合う「絆」社会 ／ まち～小田原という「都市ブランド」

《特徴》

小田原の宝

豊かな自然環境

優れた交通利便性

魅力的な歴史・文化
資産

伝統的な地場産業や
なりわい文化

市民の豊かな文化
活動

小田原の
宝を活か
した文化
の創出

《方向性》

小田原らしい文化

暮らしとともに
ある文化

伝 統 と 革 新 が
息づく文化

多 様 さ を 生 か し
あう文化

実現に向
けた課題

《視点と課題》

視点：人

コミュニティの強化

担い手や後継者の育成

郷土愛を育む環境の醸成

視点：まち

芸術文化創造拠点の整備

地域経済の活性化

情報発信能力等の向上

視点：文化政策全般

行政の文化に対する取り組みの強化

課題を解
決するた
めの取り
組み

《施策の方針と取り組み》

芸術文化を身近なものにする
・多彩な文化事業を行う
・文化が育つ場所を創る

志ある人を育てる
・小田原を知る
・文化の担い手を育てる

まちの魅力を磨く
・地域資源を生かす
・まちの記憶を伝える

小田原を発信する
・小田原の文化を演出する
・交流を拡げる

推進体制と効果測定の検討

用語説明

アイデンティティ

ある人（地域・もの）が他の人（地域・もの）と異なって持っている独自性のこと。自己同一性、主体性、存在意義ともいう。

アウトリーチ

「手を伸ばす」という意味から芸術文化の分野では、普段、芸術文化に触れる機会の少ない市民に対して、その生活の場（学校や福祉施設など）に出向いて行って演奏など芸術文化活動の提供を行うことを指す。「芸術普及活動」あるいは「教育普及活動」とも言われる。

アーカイブ

公文書や様々な記録資料などを保管しておく場所のこと。最近では「コレクション」「保存記録」「収集・保存資料」という意味合いが強い。公共性が高い映像、古文書・公文書・文化遺産など、様々な媒体の資料や作品を後世に残すこと。

アーティストインレジデンス

国内外の芸術家をある地域に一定期間招聘（しょうへい）し、滞在中の創造活動に専念できる環境を提供するもの。芸術家の育成を目的するほか、地域住民と芸術家の交流の活性化、異文化交流など様々な趣旨により実施される。

アートマネジメント

広義には、文化芸術と社会をつなぎ、文化芸術の社会普及を図ること。狭義には、文化芸術活動の管理・運営や文化芸術団体の組織経営、そのために必要な知識・技術、方法論（企画、マーケティング・資金調達、

営業・渉外・広報などのスキルやノウハウなど）を指す。

小田原市景観条例（おだわらしけいかんじょうれい）

小田原らしい良好な景観形成の促進を図り、豊かな居住環境の創造、観光その他の地域間交流の促進、次代への継承などを目的として、平成17年12月、景観法に基づく小田原市景観計画及び景観条例を制定した。

小田原市歴史的風致維持向上計画（おだわらしけしきしてきふうちいじこうじょうけいかく）

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、小田原固有の歴史的風致を守り、育て、小田原らしいまちづくりを推進するために必要な事項を定めた計画。歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義される。

小田原評定（おだわらひょうじょう）

北条氏の重臣会議のことで、豊臣秀吉が小田原城の北条氏を攻めた際、城中で和戦の意見が対立し、いたずらに日時を送ったところから、現在では「いつになっても結論の出ない会議や相談」という意味の比喩表現として使われる。一方で、この時代には珍しくトップが一人で方針を決定するのではなく、みんなで議論する合議体の良さを評価するといった考え方もある。

小田原文学館（おだわらぶんがくかん）

幕末の志士で、元宮内大臣でもある田中光顕（たなかみつあき）伯爵が別邸として昭和12年に建てた南欧風の造り洋館。また、敷地内には同じく田中伯爵の別邸で、大正13年に建てられた和風建築（白秋童謡館）や、平成18年に移築した尾崎一雄邸の書斎も配置されている。

オーラルヒストリー

地域の住民等によって文書に残っていない歴史や出来事について、記憶に基づき口承で語られる歴史。歴史研究のために関係者から直接話を聞き取り、記録としてまとめることによって保存する。

クラシックモダン

古い時代の歴史的なスタイルを現代風に作り直したスタイルのこと。

芸術文化（げいじゅつぶんか）

本ビジョンでは、音楽、演劇、美術など、プロやアマチュアを問わず、芸術に関わる文化をいう。

コミュニティ

共同体。一般的には、同じ地域に居住し、生活、経済、教育、自治などを共にする社会を指す。本ビジョンでは、地域以外にも、民族、宗教、職業、学校など、様々な場が存在するものを指す。また、趣味や活動など同じテーマや目的により行動を共にする集まりも指す。

社会的包摂（しゃかいてきほうせつ）

人々が、経済、社会及び文化的な生活に参加し、地域社会等において一般的な生活水準及び福祉を享受するために必要な機会や資源を得ること、及び生活に影響を与える

意思決定に参加し、基本的人権が保証される状況のこと。

新総合計画（しんそうごうけいかく）

地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。本市の場合、新しい総合計画として、第5次小田原市総合計画おだわらTRYプランが平成23年4月からスタートした。

生活文化（せいかつぶんか）

本ビジョンでは、衣・食・住やその地域の風土と密接な関係にあり、生活やなりわいの中に定着した文化をいう。

ソーシャルメディア

インターネットを活用したツイッターやフェイスブックなど、個人が発信する情報が不特定多数の人に対して露出され、閲覧した人は返信することができるメディアのこと。ユーザー同士のつながりを促進する様々な仕掛けが用意されており、お互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴である。

清閑亭（せいかんてい）

黒田長成（元貴族院副議長）の別邸として、明治末期から大正初期に建てられた。雁行状平面で数寄屋風の丁寧なづくりが特徴。また、材質及び技法に優れている純和風建築であり、歴史的文化的価値が認められることから、平成17年に国有有形文化財に登録された。

ツイッター

個々のユーザーが「ツイート」（tweet）と称される短文を投稿し、閲覧できる通信サービス。日本では「つぶやき」という意味

で定着している。

邸園交流（ていえんこうりゅう）

歴史や地域性を反映し、人々の心に残る景観をかたちづくってきた邸宅・庭園や歴史的建造物を活用した交流。※神奈川県が推進する邸園文化圏再生構想より。

なりわい文化（なりわいぶんか）

かまぼこ、ひもの、漆器、梅干、和菓子、寄木など生活から生まれ、その地域の生業として受け継がれてきた文化のことで、小田原の文化の特色としてあげられる。

バーチャルリアリティ

コンピュータ上に作られた世界を、実際の感覚を通して体感する技術およびその世界。仮想現実感、人工現実感ともいう。

フェイスブック

インターネット上で人と人がつながる場所（コミュニティ）を提供するサービスの一つで、友人などと登録し合い、気になる情報などを交換し合う。全世界で5億人以上が利用していると言われている。

文化観光（ぶんかかんこう）

歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光。文化資源を観光、経済活性化の資源とすることで、交流人口を増やし、結果として、文化資源の保存につながる。

ホスピタリティ

お互いを思いやり、手厚くもてなすこと、または歓待をすること。

松永記念館（まつながきねんかん）

戦前・戦後を通じて「電力王」と呼ばれた

実業家であり、数寄茶人としても高名であった松永安左エ門（耳庵）が、昭和 21 年に小田原へ居住してから収集した古美術品を一般公開するために、昭和 34 年に財団法人を創立して自宅の敷地内に建設した。昭和 54 年に財団が解散し、その敷地と建物が小田原市に寄付された。

ワークショップ

一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が自ら体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする。

小田原市文化振興ビジョン

平成 24 年〇月

小田原市文化部文化政策課

〒250-8555

神奈川県小田原市荻窪 300 番地

TEL 0465-33-1709

○新かながわ若者サポートステーション事業費

※ 地域若者サポートステーション事業について

若者が職業的自立に向けて抱える様々な問題を地域全体で支えるという観点から、国（厚生労働省）と地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築し、これを活用した若者の自立を支援する取組みを一層促進するために設置するもの。

- ・ 国は就労についてキャリアコンサルタントによる総合相談窓口を中心とした基盤的事業をNPO等の民間団体に直接委託する。
- ・ 地方公共団体は、それ以外の事項について、経費を措置し、地域の実情に応じて支援機能の充実を図る

1 事業概要

県が主体となって地域若者サポートステーションを県西地域に開設し、社会生活に困難を有する若者の自立を目指した総合相談窓口だけでなく、心理カウンセリングを行う臨床心理士や社会福祉士などの専門家を配置し、助言等をトータルに受けられる支援体制を市町村と連携して整備する。

2 予算額

3 県事業の概要

① 相談事業

国の民間団体への委託費に含まれない、県独自の自立支援プログラム（農業や木材加工体験等）などを実施等する。

② 高校中退者等アウトリーチ事業

現在各種支援の狭間にある、進路の決まっていない高校中退者等に対して、早期の自立や進路決定を促すため、自宅や学校等を訪問することで自立に向けた支援を行う。

③ 継続支援事業

高卒学歴・高卒相当学力取得を当面の目標とする若者を対象に、学習支援、進路相談等を行う。また、生活習慣や対人関係が不安定な若者等を対象に公的職業訓練受講に向けた支援、相談や生活習慣の改善・定着に向けた基礎的能力の習得に資する訓練や相談等を行う。

④ 県独自に行う臨床心理士等の配置

総合相談窓口に、臨床心理士、社会福祉士等を追加配置し、ひきこもりの背景にある精神疾患の可能性等の慎重な評価やメンタル面での支援など、トータルな視点で、きめ細かく支援を行う。

4 連携市町村について

効果的な支援を行うため、県と対象地域の市町村、また市町村間で連携した取組みを行う。

<連携市町村>

平塚市・小田原市・三浦市・秦野市・厚木市・大和市・伊勢原市・南足柄市・寒川町・大磯町・二宮町・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町・愛川町・清川村（21市町村）

5 社会的自立（就労等）に向けた段階的・中長期的支援（例）

